

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和3年8月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年8月11日（水）開会 午後1時00分  
閉会 午後3時05分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 なし

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 部 長	花島 英雄
	教育部参事(学務課長事務取扱)	前原 美智雄	教育総務課長	曾山 澄雄
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	佐藤 克巳
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	宍戸 信
	中央公民館長	菊間 明美	市民音楽ホール館長	鈴木 千春
	美 術 館 長	猪股 佳二	佐倉幼稚園長	伊豆永千代
	学務課学事班長	曾田 一幸	社会教育課企画人権教育班長	照井 慎
	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦		
事務局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より2件報告

1つ目の好学チャレンジ教室について、全小中学校で好学チャレンジ教室を計画し、基礎的な学習の定着を図るため、補習授業を5日間程度実施している。7校訪問したが、子どもたちは各自課題意識を持って学習に臨んでいた。特につまずいている領域、例えば小学校では少数の割り算で小数点の位置が理解できないという子どもたちが個別指導によりできた、分かったという声をつぶやいていた。また、教員も子どものつまずきを理解する機会となっていた。この取組を大事にしながら次につなげていきたいと考えている。

2つ目、通学路緊急合同点検について、8月4日、5日の2日間にわたり、通学路の合同点検を実施した。点検は佐倉警察署員、印旛土木事務所職員、道路維持課職員、当該校の校長または教頭、学務課職員が現場を確認しながら行った。点検箇所は20か所あり、特に横断歩道や歩道の設置要望があったが、道路の形状や状況などについて警察署員から説明を受けた。私も6か所立ち会ったが、早急に改善できない場所もあるので、2学期以降保護者、地域の協力を得ながら登下校の見守りを継続してまいりたいと考えている。詳細は学務課長が報告をする。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

教職員の感染状況については、7月28日に印南小学校で、7月30日に染井野小学校で、8月2日に井野小学校で教職員の感染が判明している。

児童生徒の感染状況については、7月21日から昨日8月10日までの間で山王小学校ほか10の小学校で合計18名、井野中学校ほか3つの中学校で合計7名、小中合計で25名の児童生徒の感染が判明している。

③ 令和4年度使用教科用図書の採択について【学務課長】

令和4年度使用教科用図書については、佐倉市では7月の定例教育委員会議の中で採択をしていただいた。その採択結果を印旛採択地区協議会事務局に報告をした。8月に入り、印旛採択地区協議会長から採択の結果をいただき、印旛採択地区内の市町教育委員会が同一の教科書を採択したという結果の通知をいただいた。教科用図書の採択結果や主な採択理由については、本日の教育委員会議以降、準備が整い次第速やかに公開する。

④ 小学校の通学路の緊急一斉点検について【学務課長】

去る6月28日に、八街市で下校途中の小学生に車が突っ込むという痛ましい交通事故があった。それを受け、国のほうから千葉県教育委員会を通して各市町村教育委員会に、小学校の通学路における緊急一斉点検の実施が通知された。佐倉市においては、7月初旬に調査を行い、7月21日に取りまとめを終了して、各小学校から78か所の報告があった。教育委員会としては、道路維持課と相談、協議しながら緊急性のあるもの20か所を抽出した。それを受けて、佐倉警察署、県の印旛土木事務所と市の道路維持課と教育委員会、あと学校のこの5機関で8月4日、5日の2日間をかけて20か所合同点検を実施した。

合同点検の内容としては横断歩道の設置や外側線を描くもしくは薄くなっているところを引き直す、路面標示が薄くなっているところを描き直す、安全ポールを立ててほしい、電柱幕をつけてほしいなどの意見があり、現場に沿い、その状況を確認したところである。この合同点検の結果については、市教委から8月19日までに県教委に報告ということになっており、所定の様式において報告をする予定である。その間、今後警察と道路維持関係者が協議を進めて、具体的な対策と検討をしていき、5者が連携を図りながら児童の安全を最優先に考え、通学路の整備に当たっていきたいと考えている。

⑤ 佐倉市スクールガード〈アイアイプロジェクト〉フォーラムについて

【学務課長】

令和3年度の佐倉市スクールガードフォーラムについては、先月7月30日金曜日に予定をしていたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、昨年度に引き続き中止とした。この場は情報交換、情報共有という、そういった貴重な場ではあったが、それができないということで、各学校にはスクールガードボランティアの団体とさらに連携を深めて、八街の事故もあったので、新学期を迎えるに当たり子供たちの安全確保に努めていただきたいという通知している。

⑥ いじめの状況について【指導課長】

7月末現在のいじめ状況については、認知件数は292件、今月の新たな認知件数は37件。内訳は、小学校213件、中学校79件である。昨年度から継続案件のうち99件が解消となっている。いじめ案件は一旦落ち着いたとしてもその後の子どもたちの様子を十分観察し、配慮することが極めて重要だと考えている。引き続き子どもたちの小さな変化を見逃さず、見守り等組織的に行うことを大切に指導していく。

⑦ 感染症の状況について【指導課長】

新型コロナウイルス感染症以外の感染症については、報告はない。今後学校へは朝の健康観察の徹底、保護者への協力依頼をお願いし、引き続き緊張感を持って感染症予防対策の推進に努めていく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。今新型コロナウイルス感染症以外はなしということだったが、印旛郡内の感染状況については、まず第31週、8月2日から8月8日の期間、感染性胃腸炎が定点当たり1.19人である。この前の週の第30週まではRSウイルスがかなりあったが、この第31週、大分減り、定点当たり4.5人、その前の週が8.75人だったので、大体半減した。RSウイルスは、乳幼児の感染が多いので、小中学校についてはそれほどではないということ、休みになっているので、特に学校内で感染して兄弟から感染するということはないだろうと思う。感染状況は、ほかは落ち着いていて、夏休みもあるので、これ以上は広がらないだろうと思う。

問題は、新型コロナウイルス感染症であるが、第31週、8月2日から8月8日まで医師会内で各医療機関が行った検査数、PCR検査を含めて、抗原検査も含めて、1,307件あった。陽性者が331名なので、陽性数がかなり上がり25.3%になった。先月まで5%ぐらいだったが、もう一気に5倍になったということで、ニュース等でご存じのとおり急激な感染率というか、感染者の増加ということで、オーバーシュートしていると言ってもいいと思う。各市町村では前週から含めて7月31日から8月6日までの週では、成田が26.4%で一番多かった。佐倉が18.8%なので、その次だった。今佐倉市がかなり増えている。注意は、一緒だが、デルタ株がかなり蔓延していて、今ま



佐倉市の大人の部分に関しては集団での予約センターで予約を取って、個別接種にするのか集団接種会場で行うのかといった対応を取られている中で、児童生徒については夏休み中に少しでも行うという配慮をしていただいたのを強く感じる。保護者としては本当にありがたい対策だったと思うが、委員が言われるように、各医療機関も通常診療の合間を縫って行っているのは、重々感じるので焦らず、先に延びてしまったときに接種できる対策を整えていただきたい。

【教育長職務代理者】

今児童生徒の話が出たが、先生方の接種状況はどうなっているのか。

【学務課長】

今調査をかけているところなので、後ほど結果が出ると思う。

【教育長】

基本的には市内外を問わず佐倉に勤務している幼稚園、学校の職員について、接種券があれば行うという条件は整えてあるので、それに臨んでいる職員は多いかと思う。今学務課長が話したのは、結果状況を8月ぐらいに一つ目指そうと、把握しようと思っている状況である。

【教育長職務代理者】

慎重に対応していただければと思う。

【委員1名より】

小学校の通学路の緊急一斉点検について、今は夏休み中だが、学校が始まったら実際に使っている子どもからも、幾つか怖いところや、危険な場所、そういう意見があったら、この一斉点検だけにこだわらずに、危険な場所を把握したら、対応できる場所はお願いしたいと思う。

【学務課長】

年間を通して危険箇所や、新たに発生したところ、よくよく見てみると後で気づくなど、そういったものは分かり次第、各学校には要望を出すようにということで指導しているところである。多くの情報を集めて子どもたちの安全確保に努めたいと思っている。

### 3 議決事項

議案第1号 令和3年度佐倉市教育費8月補正予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、教育費8月補正歳入歳出予算の総括、教育委員会所管の教育費に係る歳入予算については588万9,000円の増額、歳出予算については1,583万6,000円の増額となっている。

続いて、資料3ページ、2の歳出。9款教育費、1項教育総務費、3目教育研究指導費、3、教育課題研究事業21万円の増額は、オリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業に要する講師謝礼、事業用消耗品を計上するもので、印南小学校、寺崎小学校及び臼井南中学校の3校において、競技の体験やオリンピックによる講演等を実施するものである。

続いて、その下、19、学校行事中止等に係る経費補助事業938万7,000円の増額については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学校行事の中止

等によるキャンセル料を学校に対して補助する経費を計上するものである。

続いて、2項小学校費、2目教育振興費、4、小学校情報機器整備事業 378万8,000円の増額については、文部科学省が策定している教育情報セキュリティポリシーガイドラインの改訂に伴い、教育用タブレットを家庭に持ち帰った際にも不適切なウェブページの閲覧を防止する対策として、フィルタリングソフトの調達費用を計上するものである。

次の3項、中学校費、2目教育振興費、4、中学校情報機器整備事業 162万4,000円についても、小学校と同様に中学校におけるフィルタリングソフトの調達費用を計上するものである。

続いて、5項社会教育費、1目社会教育総務費、8、市民文化祭事業 200万円の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度も市民文化祭を中止としたことから委託料の全額を減額しようとするものである。

続いて、その下、10、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業 152万9,000円の増額については、来年度に予定している外構工事に先立ち、擁壁基礎残置に伴う補償調査の費用を計上するものである。

続いて、資料4ページ、2目文化財保護費、13、文化財施設保存整備事業 129万8,000円の増額については、旧堀田邸へ水を送る加圧給水ポンプユニットの劣化に伴う交換費用を計上するものである。

続いて、資料2ページ、上段、16款国庫支出金 567万9,000円の増額については、先ほど歳出で説明した小学校と中学校の情報機器整備事業と学校行事中止等に係る経費補助事業に対して活用する国の交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものである。

続いて、下段の17款の県支出金、委託金 21万円の増額については、先ほど歳出で説明をしたオリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業は千葉県からの委託事業で、経費の全額が県の負担となることから県支出金、委託金として計上するものである。

最後に、資料5ページ、債務負担行為の追加である。(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設造作備品購入については、書架や机などの造作備品について、施設の形状等に合わせて整備することとなり、開館までのスケジュールに合わせて納期を確保する必要があるため、令和3年度から令和4年度までの期間で限度額2億1,138万6,000円の債務負担行為を設定しようとするものである。

## 《議決事項についての質疑概要》

### 【委員1名より】

歳出、資料3ページ、2項と3項、中学校費と小学校費について、今ソフトウェアの使用料ということで、これは不適切なソフトの制限ということだったが、これは各端末へのそれぞれの操作か、それとも元の学校に置いてある機材の問題なのか。それで、金額的に割合378万と162万で、そんなに大きな金額ではないので、例えば小学校と中学校を全部合わせた合計金額として、各それぞれ1校当たり同じような金額で来ているのか。

### 【学務課学事班長】

フィルタリングソフトについては、持ち帰った際の個人に割当てを行った

いわゆるGIGAスクールのタブレットに仕掛けるものである。そこにソフトウェアを入れて、そこから経由して検索されるものについてはフィルターがされるという仕組みになっている。金額については、現在計上しているものは教職員の人数を購入すると、付随する児童生徒についてもライセンスが使用できるものを想定して算出している。この金額については、1年間分である。

【委員1名より】

これは、今教職員の数という話だが、学校単位ではなくて個人単位で金額が発生しているのか。

【学務課学事班長】

はい。一応教職員おおむね800名と想定して、それを小学校と中学校で分けて、掛けるソフトウェアの単価ということで計上している。

【委員1名より】

確認だが、児童生徒のほうにはこの使用料は発生しなくて、教職員だけのソフト使用料ということでもいいのか。

【学務課学事班長】

はい、約800名である。

【委員1名より】

この価格が適切かどうか、問題ない価格ということか。

【学務課学事班長】

業者から2本見積りをもらい、その中の安いほうを使っている。

【委員1名より】

1項3目の19、学校行事中止等に係る経費補助事業について、この学校行事というのは、具体的に修学旅行といった旅費が発生するものか。

【学務課長】

この学校行事は泊を伴うものと、校外学習、日帰りの旅行行事に係るものである。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：資料5ページ、条例の一部改正の概要である。平成29年4月に策定された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針では4年に1回使用料を見直すと定められていることから、この方針に従い今回見直すものである。対応方針についても基本方針に定められた計算方法に基づき人件費、物件費、減価償却費を足し上げて総コストを算出し、施設の総面積で割り返し、さらに使用可能時間で割り返して、1平米1時間当たりの料金を算出し、利用する部屋の広さを掛けた上で受益者負担率の50%を掛け合わせ、新しい使用料案を算出している。今回の改定では、人件費や物件費の算定期間中に志津公

民館が移転により面積が広くなり、維持管理費が増加したこと、和田や根郷公民館の空調工事など施設の補修費が増加したこともあり、部屋の面積により8%から20%、金額にして1時間当たり20円から130円の増加となる。

具体的には別表第3、公民館事業に係るものについて、50平米未満が20円の増、50平米以上100平米未満が30円の増、続いて50円、60円、最後に300平米以上が130円の増加となっている。別表第4については、公民館事業以外の主に市外や企業の利用に係るものである。基本的に市内と比して2倍の料金設定なので、具体的な増加の額も2倍となっている。さらに、別表備考中に30分以下で利用する場合、いわゆる端数処理に関する規定がある。これは、平成29年度に使用料有価を導入する以前は午前、午後、夜間という利用区分であり、午前は9時から12時半までだったので、30分単位の利用も理論上あり得たことから前回この規定を定めたが、実態としてこの4年間1時間単位の利用が定着し、30分単位の利用がないことからこの30分規定は削除しようとするものである。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

今値上げの根拠と背景を説明いただいたが、背景が平成29年4月に策定された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針について、前に上がったときにこのことはお話しいただいていると思うが、今回は基本方針についての資料がない。4年に1回の使用料の見直しを行うというのが基本方針にあるということだが、これがないとどうするのが基本方針かというのが分からない。このあとの議案の3、4、5も多分一緒だと思うが、基本方針に関する内容が分からないところがある。資料なしでいくのか。

##### 【社会教育課長】

資料を整えて配布した後に審議という形にさせていただきたいと思う。

##### 【教育長職務代理者】

私も同じ意見で、今回4本の改正の根拠資料としてこれが上がっている。一番重要なのが全くないので、審議のしようがない。佐倉市のホームページには出ていたが、きちんと併せながら審議すべきだろうと思う。

##### 【教育長職務代理者】

今、佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針、平成29年4月のものがお手元に届いたと思う。これを使いながら社会教育課長に各ポイントになるところを説明していただく。

##### 【社会教育課長】

資料、「はじめに」については、前提について記載がある。3段目のところにこれらの疑問に答える行政サービスにどれぐらいのコストがかかっているのかを明らかにした上で、受益者負担の利用されている方と公費負担の割合について明確にする。佐倉市の使用料・手数料には、平成29年度、統一的な基準がなく施設の不均衡があると、減免の基準もばらつきがある。このような状況を踏まえて、統一的な基準をつくり、基本方針を定めて見直しをしていく。使用料とは、手数料とはと書いてあるのが資料2ページ、



前提となるような話である。

資料3ページ、基本的な考え方を示している。いろいろな条件があるが、1番のところで統一的な基準を定める。続いて、2番のところで公費と受益者負担の負担割合を明確にする。続いて、3番で減免について統一的な基準を検討する。積算基準を公表して透明性を高める。それから、5番には近隣自治体との均衡、6番には有識者、委員会等で検討、そして7番に定期的な見直しというところがあり、9番、コスト削減も図っていくという記載である。

続いて、資料4ページ、料金原価に含める項目ということで、原価の算定に当たっては人件費、維持管理費などの物件費を用いて、使用料については毎年度費用として計上する必要がある減価償却を含めたフルコストにより算定することとする。原則として、維持管理については施設白書に記載した経費、減価償却費については公会計上の減価償却費との整合性を図る。料金の原価に算入する経費については、直近3年間の決算の平均としようということで、人件費、物件費、減価償却費については、該当するものが表の中に詳しく落とし込んである。今回これに基づいて、手前どものほうについても計算をした経緯がある。

続いて、5ページ、使用料の見直しについて、使用料の算定方法は、使用料原価と受益者の負担割合といったもので計算するような形になる。使用料原価の計算方法というのはどういう形かというのが(2)の①に書いてあり、当該貸し部屋の1平米1時間当たりの原価コストを計算した上で貸出し面積、貸出し時間に応じた原価を算定する。市営プールなどのように不特定多数の人が使う場合については資料のとおり計算にする。3番目に受益者の負担割合ということで、道路や公園など大半の市民が利用するが、市場原理に委ねて提供されにくいものから特定の市民が利益を享受するなど、民間において類似のサービスが提供するものまで多岐にわたっている。全てを一律に計算することは適当でないので、サービスを性質別に分類し、公費と受益者負担の割合を設定するというので、資料6ページ、①番、必要性、必需性による分類、これが横の軸になる。②番、市場性による分類が、これ縦の軸になる。公費が100%、受益者がゼロ%のもの、それから公費、受益者負担が半々のもの、それから公費はゼロで受益者が全てを負担するものと、大きく4分類になるよといったような形になる。

資料7ページ、それぞれの施設がどの分類に該当するかということが書いてある。今回、提案しているのは公民館だが、Aの1から順に見ていくと、道路、公園、小中学校、それから図書館法で定められている図書館、原則無料というようなことが定められているので、受益者負担率はゼロ%でいく。

続いて、Aの2番、受益者負担率50%、保健センター、それから集会施設としてコミュニティセンター、公民館、老人憩の家、そのほか御覧のスポーツ施設等も、草ぶえの丘、市民音楽ホール、美術館もこちらに含まれているといったような形である。

続いて、Bの1番、市場性はあるが、必需性が高いものとして保育園、学童などがある。

続いて、Bの2番、受益者負担率 100%というのがお風呂や自転車駐輪場、青少年センター、テニスコートなどが該当する。一応この辺は、平成29年度の段階で市としてこのようにして行うというようなことを定めた経緯がある。

資料8 ページ、どういった場合に減免ができるかといったような規定がある。

資料9 ページ、手数料の見直しが主に書いてあるが、今回は使用料ということで手数料に該当しない。

6番、附帯設備、貸出し備品等の利用の見直しなどについてはピアノ、舞台装置など、利用する場合と利用しない場合がある、これらの附帯設備については統一的な基準が困難なので、受益者負担の原則に基づいて、個別に利用料の見直しを行っていくというようなことを定めた。

7番の(1)、定期的な見直しということで、受益と負担の公平性を確保しながら施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すため、使用料・手数料の見直しを原則として4年ごとに実施する。基本方針については必要に応じて適宜見直しを行うこととするというようなものを定めている。

続いて、お隣の次の11 ページになるのだが、激変緩和措置として、見直しを行った結果既に定めた料金と大幅に乖離したとしても1.5倍までにするといった形、また近隣市との均衡も図る、民間における類似施設との民業圧迫のおそれがある場合は必要な措置を講じる。前回、5番、無料としている施設の有料化検討ということで、公民館が該当した形になっている。

最後は、今後の進め方ということで3行目から4行目に、明確な理由がなく扱いが異なることがないよう公平性に配慮して整備を進めていくことが記載してある。12 ページ、13 ページは、主な分類となっている。

**【教育長職務代理人】**

基本方針を踏まえ、公民館の使用料を改定したいということである。

**【委員1名より】**

今の説明で背景が分かり、検討しやすいだろうと思うので、料金についてはこれで細かく計算方法も出ているので、大幅な問題点はないだろうと思っている。

**【教育長職務代理人】**

物件費等々、人件費や物件費、こういったものは常識的に考えれば多分年々若干パーセント上がっていくのだろうと思うが、逆にこの各使用料収入額、これはこういう計算には普通は反映されないものなのか。つまり一定の収入が上がっている、この基準が難しいと思うが、一定の収入、あるいは収入の余裕があれば、原則として4年に1回の値上げのその原則というのは、収入が一定上がっていれば値上げする必要はないということも考えられるが、その辺りはどうか。

**【社会教育課長】**

歳入と、それから歳入を見て歳出を検討するというのも一つの考え方としてはあるというふうに捉えている。しかしながら、今回についてはあ

くまで歳出の部分でかかったコストが幾らなのか、それに対して負担率に応じて応分の負担をするというような形で、歳出のほうで捉えている。佐倉市としては統一的な基準として、1平米1時間当たりのかかったコストで算出する形になっており、歳入については見ていない。

**【教育長職務代理者】**

この見直し方針2ページ、「はじめに」の下、27年度総決算では8億6,000万円ほどの収入があり、貴重な財源なので、これが現在多くなっているのだと思う。そうすると、値上げする一方ではないかというような、利用者からいえば赤字でないのに値上げするのは変だということも出てくる可能性もあるので、今の説明で、そういったことはあまり考えていないということだった。

**【委員1名より】**

今の件に関連し、10ページのその他の定期的な見直しで、原則として4年ごとと説明にもあったが、値下げもあり得るということか。

**【社会教育課長】**

計算式に基づき、出てきた結果が値下げということになれば、値下げをしていく。

**【委員1名より】**

歳入が増えてしまっても現状維持ということではなく、下げていく方針も取れるということか。

**【社会教育課長】**

歳入については、この計算式ではあまり捉えていなくて、歳出、人件費、物件費、減価償却費でどういう計算になるのかといったような形で算出していく形である。

**【委員1名より】**

実際利用者としては、増額というところが非常に苦しいかと思うが、人件費や、物価の値上げなど、いたし方ない部分はあるかと思う。そういったところを含めると、定期的な見直しに当たるということなので、そこはいたし方はないかと思うが、今後人件費が下がるということはないかと思うが、物価が下がった折にはこの定期的な見直しでしっかりと見ていただき、利用者のほうの負担が少しでも減るようにしていただきたいと思う。

この後の議案についても関わることだが、対価でお金を払った分、サービスというか、利用者として求めるものが出てくると思うので、そういったソフト面でカバーできる部分もあるかと思う。携わっているスタッフは大変かと思うが、増額したことで利用者の方が少しでも気持ちよく利用していただけるよう努めてほしい。

《議決結果》

可決

議案第3号 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する  
条例の一部を改正する条例について

文化課長より上程議案の説明

内容： 今回の改正は、佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、各施設の入館料、施設使用料及び撮影使用料を見直すものである。今回の改定は、前回の見直し後に佐倉武家屋敷駐車場のトイレを新設したこと、旧河原家住宅の屋根のふき替えを行った。旧堀田邸の掲示設備の設備工事を実施したことなどにより、全体では9.7%減から40.5%の増となっている。

資料4ページ、別表第1については、入館料の表となっている。一般個人の料金で、旧堀田邸が320円から350円と30円の増、武家屋敷が210円から250円と40円の増、各館通しの3館共通券、540円から600円へと60円の増加となる。佐倉順天堂記念館については、入館料の改定はない。別表第2は、施設を貸室的に使う際の施設使用料である。区分ごとに1回当たりの使用料で580円から1,730円の増加となっている。

次に、資料5ページ、別表第3は文化財施設で撮影を行う場合の撮影使用料、具体的には旧堀田邸及び武家屋敷については、それぞれ1,400円、2,050円の増加、佐倉順天堂記念館については減額となった。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

佐倉順天堂記念館が減額になっているが、これは基本方針4ページの計算の中で料金原価に占める項目について、何が影響して下がったのか。

【文化課長】

これについては3館、3施設の原価共通でやっている。武家屋敷、順天堂は建設当時から公開施設ということで設備を整えているが、順天堂記念館は大変古い建物をそのまま使っており、電源関係の容量が大変低く、一般家庭以下になっている。撮影使用料について、ほかのところと同様の計算は難しいということを財政担当と詰める中で話がまとまり、設備が足りない分を少し減じている。

【委員1名より】

その設備が足りないのを改正というか改修して、新たにそのまま利用できるように少し設備をよくするという考えはなかったのか。

【文化課長】

大規模な改修になると大幅な予算が必要となるので、現時点ではちょっと手がつけられなかったが、今後の課題としていきたい。

【教育長職務代理人】

3ページの附則の2、上から5行目、適用日が令和4年4月1日以後、それからその次に令和3年12月1日（以下「基準日」という。）、この今年の12月1日以後に使用の承認または撮影の許可の申請があったものについて適用する。これは、何を適用するのか。さらに、続いて適用日前の旧堀田邸及び武家屋敷の施設または撮影の使用に係る使用料及び基準日前に

使用の承認または許可の申請があった旧堀田邸及び武家屋敷の施設は撮影使用に係る使用料についてはなお従前、この申請があったというこの辺のところがよく分からないが、簡単に言うとどういうことか。

**【文化課長】**

今後、市議会で議決されたとして、10月、11月を周知のための期間ということで置き、市民の方に広報、それから各施設への掲示ということで今回の改正についてご提示、周知期間を設けて、12月1日以降使用するというものについて、新しい料金を適用しようというものである。12月1日以降、基準日という日の以降に申請があったものについて、新しい料金を適用するものである。

**【教育長職務代理者】**

しかし、上から3行目にあるように、適用日は令和4年4月1日である。4月1日からこの新しい料金表を適用すると。ところが、12月1日、基準日以後に申請があったものについては、新価格表で提供するということか。

**【文化課長】**

4月1日以降の利用日については、事前に予約をお受けしているので、その分の期間を見てのことになる。

**【教育長職務代理者】**

12月1日以後に申請して令和4年3月31日までに利用するという場合、これは新価格表か、従前の価格表か。この文面はどう読めばいいのか。

**【市民音楽ホール館長】**

音楽ホールについても同様の扱いではあるのだが、予約は音楽ホールの場合9か月前からで、この料金改定前に既に現料金で予約を受けているケースがあるので、実際予約した時点と料金が違わないように、また今後の申請に当たって議決後2か月程度周知期間を設けて、12月1日以降に申請があった4月1日以降の利用について適用するということになるので、12月1日以降に申請があっても3月中の利用であれば旧料金である。12月1日以降の申請で4月1日以降の利用であれば新料金である。

**【教育長職務代理者】**

そのことはよく分かる。この文面において、12月1日以後の申請で3月31日までの利用は旧料金だというふうに読めるのかという確認である。

**【教育総務課長】**

今回の条例改正については、法規担当課である行政管理課に全て目を通していただき、記述についても修正などを行い、今回議案として上程する現在の形になっている。今回の部分についても確認の上記述をされているというふうに考えているが、これで間違いはないか再度確認して、変更等あるようだったら報告させていただく。

**【教育長職務代理者】**

法規等の専門部局があることを、この会議で何度か伺っている。ただし、その法規のほうからこれで行こうと言っていた文面が、ここの会議の質問の中で変更になったことがあるので、きちんと確認していただきたい。

《議決結果》  
可決

議案第4号 佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

市民音楽ホール館長より上程議案の説明

内容：今回の改正では、ホワイエを除いておおむね6%から8%程度の増額となっている。今回増額となった大きな要因の一つは、平成29年度から30年度に実施した天井改修をはじめとした大規模改修で、減価償却費が増加したことによるものである。1.5倍となっているホワイエについては前回4年前の改正の際にも、積算の基礎となるホワイエの面積が約330平方メートルあるにもかかわらず、その3分の1以下の面積である第1練習室と同額の料金設定になっていたことから、基本方針に基づいて算出した額が4倍近くになっていた。ただ、基本方針のほうで激変緩和措置として1.5倍を上限としていたことから、前回も1.5倍の額とした経緯もあるが、今回も積算したところ現在の額の約2.7倍になったことから、上限の1.5倍の額にとどめているところである。ただ、ホールの使用料にはホワイエを利用する分も含んでいるので、この料金が適用されるのはホールを使わずにホワイエ単独で使用するケースという例は極めてまれなことなので、実際この増額の影響はほとんどないと考えている。この料金改正に併せて今回使用料、その他3点の見直しも行う予定である。

資料3ページ、4ページの新旧対照表について、1点目が3ページ一番下の段にある別表第1、備考2、(1)は、入場料を徴収する場合の割増し使用料について、これまで運用で複数の入場料が設定されている場合は、その最高額で判断して料金を設定していたが、その記載がこれまでなかったことからその部分について明確に明記することとした。

2点目、4ページの備考4にある「準備又は簡易な練習のためのホールを使用する場合」という改正内容の部分について、「準備、原状回復又は演劇、芸能等の文化活動及びその他諸集会を実施する日以外の日に練習のためホールを使用する場合」という文言に変更し、この使用料の額をこれまで基本となる使用料の3割であったものから5割の額とすることとしている。この点については、利用団体が本番に向けて事前に練習、リハーサルをすることがあるが、その本番以外の利用については利用形態が非常に様々で、簡易な練習についてどこまでが簡易になるのかという判断が非常に難しいということがあった。それを客観的な基準を定めることが非常に難しいことから、準備や原状回復とともに公演日以外の日に練習、リハーサルを利用する場合は、その内容を問わず一律5割に変えようというものである。

3点目は使用料を減額あるいは増額する際に算出される額について、10円未満の端数を切り捨てることとして、3ページ、10条の後段及び4ページの一番最後の備考の4の後に、備考5として「10円未満の端数があると

きは、これを切り捨てるもの」という記載を加えているものである。

《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理者】

資料3ページ、備考の2の(1)、整理されたところで、確認だが、ここに800円以上2,000円未満のときは3割増しということは、800円未満の入場料を取る場合にはゼロ円でいいのか。

【市民音楽ホール館長】

そのようになる。

【教育長職務代理者】

これは全体に関わることについて、昨今物には全て消費税がかかるが、ここの数値の手数料等々は、消費税込みか、または別か。

【市民音楽ホール館長】

ホールに限らないが、全て込みの値段である。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美術館長より上程議案の説明

内容：今回の見直しについては、人件費や物件費のこの算定対象の期間中にE S C O事業、エントランスホールの耐震補強工事などの施設改修があった。各区分で3.6%から16.4%の増加となっている。資料7ページ、別表の第1、昼の部と夜間の部について、市民ギャラリー展示室、第1展示室、1室当たりが1週間、6日当たりの昼間金額が960円の増、夜間60円の増である。3室全室の使用で昼間2,880円の増、夜間60円の増、控室が昼間90円の増、夜間20円の増となっている。展示室昼間の1日単位と4階ホールの控室は、今回新たに設けようとするものである。4階ホールについては増減なしである。別表の4については、撮影使用料に係るものである。映画、ドラマ、広告等の業としての撮影を対象としている。見直しに当たり、5階収蔵庫、中3階、地下は撮影の対象とすることができないため、この部分の面積を減じて算出したところ、全館区分で10.7%の減、金額にすると3,650円の減となった。今回の撮影費用の改定では区分に各階を加え、撮影対象の階ごとの撮影使用料を算出し、設定しようとするものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

1日使用が昼間の部分が設置された。夜は改定だけなので、今までそういう設定があったということなのだと思うが、これは昼間の1日設定の要

望があったのか。

**【美術館長】**

今まで昼間の1週間は、6日単位で貸し出していたが、一部のお客様から撮影スタジオのような形で使用させてほしいという要望があった。話し合いをしている中で、条例に基づくと1週間単位でしか貸せないということになり、今回はなかったことにという、これは個人の方の撮影だが、そういうことがあった。実際6日間の展示、6日間単位で行っているが、実際には5日だけ、4日だけでもいいという方もいる中で、今までは6日間単位でいただいていたので、日額計算の項目とする。

**【委員1名より】**

条例で1週間単位の貸出ししか規定していないという話だった。今の説明だと、5日間で終わってしまうと1日空いているから、そこで貸し出すという話だが、それで条例違反にならないのか。

**【美術館長】**

今までは1日で貸出しはしていない。

**【委員1名より】**

今の説明では5日間貸し出して、もう一日空いたらそこで貸し出すということではなかったのか。

**【美術館長】**

そういうことではない。日割り、1日の方でも対応できるような形で改正をしようとするものである。

**【委員1名より】**

今条例でという話が出たが、これは使用料の話である。そうすると、条例を変えて1日でも使えるというふうにしなくてもいいかということはどうなのか。

**【美術館長】**

条例で1日料金の設定がなかったなので、新たに設けるものである。

**【委員1名より】**

その説明なら分かる。要するにこれは一部改正ということなので、料金の部分だけ改正って、そういうことか。

**【美術館長】**

今回値上げもしている。ただし、1日単位の貸出し、日額の貸出しも可能となっているので、場合によっては今までより安く利用いただける方も出てくる。

**【委員1名より】**

今まで夜の1日があった。展示室は1週間、昼間もあるので、夜1日だけ設定しているのは、何か作品が邪魔になるのではないかという気もするが、その辺はどうか。

**【美術館長】**

今までの条例の中の夜の部については、6日間の貸出し期間中、例えば金曜日だけ夜も開けたい、ずっと置きっ放しになっているのだが、6時で終わりなのだが、金曜日だけ、例えば土曜日だけ夜も開けたいという、そ



ういうニーズにも応えられる形で設定している。

【委員1名より】

同じフロアというか展示室を使っている方が夜も追加で開けたいと、そういうことか。

【美術館長】

はい。

【委員1名より】

資料8ページ、別表4、これは撮影用の料金体系ということか。業を主とする人に対しての料金ということだが、例えば放送局、ケーブルテレビなどの取材が結構あると思うが、これは適用になるのか。

【美術館長】

業としての撮影が対象と説明したが、例えば情報番組や旅番組、美術館そのものを紹介してもらえる内容、もしくはシティセールスにつながるようなものについては、減免対応としている。

【委員1名より】

今までの案件を通じて、値上げとなると非常に民意が上がるというか、厳しく受け止められると思うが、それに対して各施設の管理者としてはこのような努力もしたが、値上げせざるを得ないという、そういう説明ができるか。例えばこれだけコストを下げた、それでもなおかつ上げなければ運営上厳しい、これは施設管理上厳しいと、そういうような、ただ値上げだけではなくて、努力したが、値上げせざるを得ないのだというような形での説明というのは、市民に対してできるか。

【教育部長】

今回の料金の改定については、あくまでも基準に従ってかかった経費を割り返して金額を設定したもので、基準にのっとって料金のほうを改定したという説明になるのだが、実際に公民館や、使った使用料が市に入ってくるので、その使用料を施設の利用者の方々が快適に使えるよう、物や備品を新しくするなど、そういったところで還元していく、そういった努力をしているということで説明をさせていただこうと思う。

【教育長】

部長が話したとおりだが、一番市民の方々がやはり公共施設の料金について、使用料について疑問に思われている部分があると思う。しかし、今のこの時代なので、受益者に一定の負担をお願いすると同時に市全体でもそれを負担していくという割合について、きちんと一層市民の方々に、また公民館を利用する方々に理解をされるようにしていくことは必要だと。と同時に、公民館の、また文化施設をこういうふうに改修している、こういうふうな改善をしていくということも含めて、利用者に伝えていくことは必要なことだと思うので、事あるごとにそういうことは進めていきたいと思う。

《議決結果》

可決

#### 4 協議事項

協議事項（１）佐倉市立幼稚園管理規則及び佐倉市立幼稚園園児預かり保育料の減額に関する規則の一部改正について

学務課長より上程協議題の説明

内容：現在市立幼稚園は、満４歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児の入園を認め、２年保育を導入しているところである。しかしながら、少子化及び幼児教育・保育の無償化等による影響を受け、入園園児が減少している状況である。このことに関し、佐倉幼稚園の在園園児の兄弟のいる保護者及び未就園児を対象としている親子教室の利用者にアンケートを行なった結果、約８割以上の方々が現在の２年保育より早く保育施設に預けたいと考えている結果が出た。また、例年親子教室を利用している幼児の７割以上の子どもたちが佐倉幼稚園の入園に結びついているという状況もある。以上のことから、佐倉幼稚園と関わりのある方々のより早い年齢から預けたいという希望と、また入園児の増加につなげたいという考えから３年保育を導入したいと考えている。

佐倉幼稚園に３年保育を導入するに当たり、佐倉市立幼稚園管理規則及び佐倉市立幼稚園園児預かり保育料の減額に関する規則、この２つの改正が必要となる。

１つ目の佐倉市立幼稚園管理規則は、佐倉幼稚園について、満３歳から入園できるよう改正を行う。

２つ目として、佐倉市立幼稚園園児預かり保育料の減額に関する規則については、こちらも年齢に関する文言、様式があり、これを併せて改正していきたいと考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

#### 5 教育長閉会宣言